

佐久市地元企業優先発注等に係る実施方針

平成25年5月24日決裁

平成27年4月 1日改定

平成30年9月 1日改定

1 目的

この方針は、佐久市が実施する地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 適用対象

本実施方針の適用対象は、本市が実施する公共調達とする。

3 目標

本実施方針の実施期間内において、公共調達全分野で地元企業への年度件数ベースで発注率95%を目指す。

4 業者の区分及び定義

区 分		定 義
地 元 企 業	市内	佐久市内に本社、本店を有する業者（以下「市内業者」という。）
	準市内	佐久市外に本社、本店を有するが、佐久市内の支社、支店、営業所等（以下「営業所等」という。）に見積、入札、契約、納入、代金の請求、受領、その他契約履行に関する権限が与えられた者（受任者）がいる業者（以下「準市内業者」という。）
	市外	佐久市外に本社、本店を有する事業者で「準市内」に該当しない業者（以下「市外業者」という。）

5 市内産品の定義

市内産品の定義は、市内の工場等で生産、製造、加工されたもの及び、市内代理店等を仲介して販売しているものとする。

6 実施方針

原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。ただし、市内業者で対応できないもの又は競争性が確保されないものについては、準市内及び、市外業者へ対象を拡大できるものとする。また、公共調達に係る市内産品の優先活用を可能な限り推進する。

7 公表、検証及び見直し

(1) 公表

地元企業等への件数での発注率について、年度ごとに取りまとめ公表する。

(2) 実施状況の検証及び見直し

実施状況については、「佐久市建設工事請負人等選定委員会」及び「佐久市重要物品購入審査委員会」において必要に応じて随時検証を行い、目標値と実施状況の検証結果を踏まえ、本実施方針の見直しを行うものとする。

8 分野別対象範囲及び取扱方法

分 野	対象範囲	取扱方法
(1)建設工事等	市が発注する次の契約 ①建設工事の請負 ②建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務委託（以下「建設コンサルタント等の業務」という。）	① 建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 ② 技術的難易度の高い建設工事又は建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）で、市内業者のみでは対応できないとき及び市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大できるものとする。 (1) 準市内業者 ↓ (2) 市外業者 ※電気工事は、市内業者及び準市内業者を含めて業者選定しているが、市内業者のみで競争性が確保されることから、一定の基準額未滿は、市内業者を選定する。 ※建設コンサルタント等の業務における道路及び河川関係の測量・設計業務は、市内業者及び準市内業者を含めて市北部・南部地区を合わせて市内を単位として業者選定しているが、市内業者のみで競争性が確保されることから、一定の基準額未滿は、市内業者を選定する。 ③ 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、分離分割発注に努めることにより、市内業者の受注機会の拡大を図る。 ④ 市の建設工事を受注した業者が、下請業者を選定する場合は、市内業者を優先して選定するよう入札公告又は指名通知により要請する。
(2)印刷製本	市が発注する次の契約 ① 物品の購入のうち印刷製本	① 物品購入等入札（見積）参加登録者名簿（以下「物品登録者名簿」という。）に登載された業者から選定することとし、市内業者のみで印刷製本ができない場合を除き、原則として市内業者を選定する。 なお、市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、以下の順に対象を拡大できるものとする。 (1) 準市内業者 ↓ (2) 市外業者 ② 市の印刷製本を受注した業者が、下請業者を選定する場合は、市内業者を優先して選定するよう指名通知により要請する。

(3)物品調達	市が発注する次の契約 ① 物品の購入及び修繕	① 物品登録者名簿に登載された業者から選定することとし、市内業者のみでは調達及び対応できない場合を除き、原則として市内業者を選定する。 なお、市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、以下の順に対象を拡大できるものとする。 (1) 準市内業者 ↓ (2) 市外業者 ② 市が行う各種行事の記念品等の発注にあたっては、市内産品を活用するなど可能な限り市内業者を選定する。
(4)その他の分野	市が発注する次の契約 ① 建設工事に係る業務委託以外の委託契約及びその他の契約	① 物品登録者名簿に登載された業者から選定することとし、原則として市内業者を選定する。 なお、履行実績のない業務等で、市内業者のみでは対応できないとき、又は市内業者だけでは競争性が確保されないときは、業者の有する資格、実績等を総合的に勘案して、以下の順に対象を拡大できるものとする。 (1) 準市内業者 ↓ (2) 市外業者 ② 継続的に発注している委託契約等で市外業者、準市内業者と契約しているもののうち、分離分割が可能なものについては、事務の効率的執行及び縮減を図る観点を踏まえた上で、契約更新の際に市内業者への発注に努める。

9 その他

- (1) 物品登録者名簿のうち営業品目「一般印刷」の実施期間は、平成26年度以降に発注する印刷製本の業者選定から適用するものとする。
- (2) 物品登録者名簿のうち営業品目「ガソリン・軽油」、「灯油・重油」及び「LPガス」の業者選定については、本実施方針から除外する。
- (3) 本実施方針第8項第3号のうち「物品の購入」においては、その購入（契約）金額が1万円未満の物品等について、本実施方針から除外する。

附 則

この実施方針は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この実施方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この実施方針は、平成30年9月1日から施行する。